



平成 24 年 6 月 25 日

各 位

会社名 株式会社進学会
代表者名 代表取締役社長 平井崇浩
(コード番号 9 7 6 0 東証第 1 部)
[問合せ先] 取締役社長室長城畑隆二
(電話 011-863-5561)

栄光ホールディングスへの株主提案に関する経緯等について

平成 24 年 6 月 7 日付け「栄光ホールディングスの昨日付け『株主提案に係る進学会からの取締役 2 名の選任議案に対する反対決議に関するお知らせ』に対する当社見解について」及び「栄光ホールディングスの昨日付け『株式会社進学会との資本業務提携の解消に関するお知らせ』に対する当社見解について」(以下併せて「当社リリース」といいます。)でお知らせしましたとおり、栄光ホールディングス株式会社(以下「栄光 HD」といいます。)は、突如として、当社と株式会社増進会出版社(以下「増進会」といいます。)が共同して行なった株主提案に係る議案のうち当社より派遣する取締役候補者の選任に反対し、社外取締役の追加選任、現在の 1 名の取締役の辞任など、当社と増進会が栄光 HD と協議し、まともっていた事項について全て反故にする内容の開示を行いました。その後栄光 HD は、同月 22 日付けで、株主提案に反対するに至った経緯等を調査するための調査委員会を設置した旨の開示を行なっています。

他方で、増進会は、当社と共同して行なった株主提案を撤回する旨を当社に通知してきております。

当社としましては、栄光 HD 及び増進会が、このような対応を正当化できる理由はないと判断しておりますが、まずは、当社が株主提案を行なった経緯等について下記のとおりお知らせします。

記

- 1 当社は、栄光 HD (厳密には株式移転前の株式会社栄光。以下株式移転の前後を問わず「栄光 HD」といいます。)との間で平成 22 年 11 月 12 日付けで業務提携契約を締結し、意欲喚起型学習の共同研究や小学生英語指導に関する協働、就学前幼児向け教育、小・中・高・卒生向け学習指導ノウハウ・教材・コンテンツの相互共有・活用、テスト・イベント等の共同開催、化学実験教室の導入、ICT を活用した教育の推進などの分野で提携することとしておりました。

その後、平成 23 年 3 月 18 日、当社は栄光 HD との提携関係をさらに強化すべく栄光 HD への出資を決定し、栄光 HD の大株主であった株式会社さなる(以下「さなる」とい

います。)から約40億円(1株650円)で栄光HD株式を取得したうえで、栄光HDと資本業務提携契約を締結しました。これは、栄光HD代表取締役社長(以下「栄光HD社長」といいます。)が、大株主であるさなると良好な関係を築けず、既に業務提携の関係にあった当社に助けを求めてきた結果でした。当時は、東日本大震災、福島県の原子力発電所の事故が発生したことなどから、当社も一旦は決断していた栄光HDへの出資(株式の取得)を断念せざるを得ない状況にありましたが、契約予定日であった前日に、栄光HD社長が札幌市の当社にわざわざ来訪し株式の買取りを懇請したことを受け、多額の出資につき苦渋の再決断をした次第です。

当社としては、当社と栄光HD、そして、既に栄光HDと資本業務提携関係にあった増進会の三社が互いに協力し、連携を深めていくことが、3社にとって有益であると期待されたこと、また従前より業務提携を結び友好関係にある増進会への支援という目的が栄光HDの株式を取得することとなった大きな要因でした。

そして、実際に、当社、増進会、栄光HDとの間で昨年は四半期ごとに、今年に入ってから毎月、三社会という会合を持つことになり、栄光HDにおける全般的な運営や決算等の報告、一定規模以上のM&A案件等について協議したりするようになり、緊密な関係をより強固なものにしていこうとしておりました。

- 2 しかしながら、当社がさなから栄光HDの株式を取得した後に、三社による協力・連携の关系到ひびを入れかねない事情(あるいはもともと栄光HD社長の言葉を信頼してよかったのか疑問を生じさせる事情)や栄光HDのガバナンスの有効性に疑問を呈さざるを得ない事情が発覚しました。

例えば、栄光HD社長と増進会の代表取締役社長(当時。以下同じ。)個人との不透明な関係が判明しています。

栄光HDは、増進会の代表取締役社長の紹介で、不透明な態様で栄光HDのM&A案件を推進しようとしていました。対象となる企業は簿価純資産8000万円程度であり到底6億円に値する案件ではないにもかかわらず、最終取得価格6億円という高額で当該企業の全株式を取得しようとしていました。当社にもその情報がもたらされたため、三社会にて指摘したところ、当該企業については、当社の提案に沿った形で、20%の資本業務提携という、わずか2千数百万円程度での取引に留まることとなりました。

さらに、栄光HD社長は、増進会の代表取締役社長より、ある企業とのM&A・業務提携を持ちかけられていました。当該企業は、運転資金がショートしつつあり、増進会の代表取締役社長に5000万円の借入申込みを行う苦境にありました。増進会の代表取締役社長は、個人として3500万円ものの融資を行っていたようです。また、増進会の代表取締役社長は、栄光HD代表取締役に当該企業の社長を引き合わせ、当該対象企業に1億円の融資を依頼していました。そのような企業に栄光HDの資金が流出していくことは、株主にとっては大きな問題があります。

他方で、栄光 HD 社長は、栄光 HD の大株主となった当社に対し、ほぼ毎月面談するごとに、同社の役員報酬の値上げに同意するよう要求しておりました。栄光 HD 社長の役員報酬額は、業界水準と照らしても既に破格のものであり、数年前には慰労金という名目で多額の役員賞与を得ておりました。また、他の取締役についても 30% 超もの増額要求をしておりました。最後は、昇進した人間だけでも報酬を増額すべしという主張もありましたが、破格の報酬をさらに引き上げたいというのは、通常の経営感覚から遥かにかけ離れた非常識なものであり、株主としては到底容認できないものでした。

さらには栄光 HD 社長しか就くことのできない「栄光 HD 社長経験者のみという条件付」の会長職を、取締役会規程の改定を名目に定めることを要求してきていました。

- 3 こうした経緯もあり、当社は、栄光 HD のガバナンスを強化する必要があると考え、提携関係にある増進会（栄光 HD 社長との不透明な関係の存在が疑われており、既に退任が予定されていた増進会の代表取締役社長ではなく、同人以外の増進会関係者）と協議を開始しました。そして、栄光 HD とも協議を重ねつつ、同社へ役員派遣などを行うこととし、平成 24 年 4 月 27 日に増進会と共同で株主提案権を行使しました。

そして、その後も増進会や栄光 HD と協議を重ねた結果、平成 24 年 5 月 15 日に、栄光 HD では、「新経営体制への移行及び取締役の異動に関するお知らせ」が開示され、当社と増進会の株主提案に賛同し、また、株主提案後の協議内容を踏まえたガバナンス体制を構築することが開示されました。その後、栄光 HD でさらに社外取締役 1 名及び社外監査役 1 名選任することとなりました。社外取締役については当社が、社外監査役については、増進会が推薦者を選定することとなっていました。

当社としましては、栄光 HD の企業価値の向上に向け大きく前進しているものと認識していました。

- 4 しかしながら、栄光 HD は、突如として、株主総会の開催に関して決議するはずであった 5 月 29 日開催予定の取締役会を中止し、当社に何らの連絡もないままに、6 月 6 日に一方的に当社の株主提案に反対することや株主提案後に協議して決まっていた追加の社外取締役選任を行わないことなどを内容とするプレスリリースを開示されました。さらに栄光 HD は、同月 22 日に、同月 6 日のプレスリリース開示に至る経緯を調査するための調査委員会の設置を開示しています。

他方で、増進会は、栄光 HD の取締役会が開催される予定であった 5 月 29 日に至って、突如として、社外取締役、社外監査役選任についての協議結果を全く合意していないとするなど、当社、増進会及び栄光 HD で協議してきた事項を反故にするような主張を行うに至りました。これに対し、当社と増進会が協議をした結果、一旦はもとの協議結果のとおり、社外取締役及び社外監査役の選任について、改めてそれぞれ当社、増進会が

推薦した者を選任することとなりました。

しかしながら、栄光 HD が株主提案に反対する旨の開示を行う前日である 6 月 5 日に至り、増進会は、上記の社外役員に関する合意を破棄してきました。さらに栄光 HD が調査委員会を設置する旨の開示をした 6 月 22 日に、増進会は、株主提案を撤回し、当社から推薦した取締役候補者の選任に賛成できない旨の通知をしてきました。

栄光 HD と増進会のこうした行動は、時期的にほぼ同時に行われており、連動しているものと考えざるを得ないことから、おそらく当社には何らの連絡のないままに両社は連携して、対応を検討していたものと推察されます。そして、そうだとすれば、栄光 HD と増進会は、いずれかの段階で、当社を栄光 HD の経営から排斥するために歩み寄り、それにしたがって、行動していたと考えざるを得ません。

これは、これまで栄光 HD の企業価値の向上のために協議し、積み上げてきた事項を一方的に反故にする重大な背信行為であり、到底容認することはできません。

- 5 他方で、上記 3 のとおり、当社は、株主提案後も増進会や栄光 HD と役員派遣の詳細や役員派遣後のガバナンス体制などについて協議を行うなかで、栄光 HD の重大な背信行為が発覚していました。

例えば、栄光 HD は、本社ビルを平成 23 年 3 月 23 日に、約 15 億円で購入していた事実が平成 24 年 5 月 11 日に発覚し、栄光 HD 側がこれまで隠し続けていたことを認めました。栄光 HD による本社ビル購入は、当社がさなるから栄光 HD の株式を取得した僅か 5 日後のことでした。当該株式取得に際し、当社は、さなるからの株式取得の前後に、栄光 HD に対して、栄光 HD 資産の大きな変動（資産の譲渡・取得その他の処分など）がない旨を条件とし、栄光 HD 社長の確約を受けた上で、取得を決定しておりました。これは、当社にこのような重要な事項を隠したままに、当社に栄光 HD の株式を取得させていたということにほかなりません。

さらに、上記 2 のとおり、栄光 HD 社長と増進会の代表取締役社長が不透明な関係にあり、それぞれが代表する会社や提携関係にある他社に悪い影響を及ぼしているのではないかと当社が懸念していたところ、実際にその不透明な関係により、提携関係にある当社に悪影響を及ぼす事象が発覚しました。増進会の代表取締役社長は、当社との間で秘密保持義務のある事項を栄光 HD 社長に漏えいしていたことが発覚したのです。しかも、その漏洩の場においては、大株主である当社と増進会を離反させるにはどうしたらよいかということまで話題にのぼっています。

こうしたことから、当社は、栄光 HD のガバナンス強化は必須であるとの思いを新たにしていました。

その矢先に上記 4 のとおり、栄光 HD 及び増進会が、これまで積み上げてきた栄光 HD のガバナンス強化、企業価値向上に向けた歩みを止めてしまったことについては、誠に

遺憾であるとともに、残念でなりません。

- 6 当社としましては、当社リリースでもお知らせしたとおり、栄光 HD の 6 月 6 日付けの開示内容は、当社の名誉・信用のみならず、当社が株式を保有する栄光 HD の企業価値を毀損するものといわざるを得ませんので、栄光 HD ないし同社取締役に対して、引き続き法的措置を含めて対応を検討してまいります。なお、当社は、平成 24 年 6 月 11 日付けで、栄光 HD に対して、同社が 6 月 6 日付けのプレスリリースに記載していた「埋めがたい相違点」の具体的内容について照会しておりますが、現時点までに具体的な回答は受領しておりません。調査委員会に諮問した段階でその具体的内容は特定できているはずですから、直ちに回答ができる状況にあるにもかかわらず回答を行っていないことだけからしても、栄光 HD の主張が適切なものではないことが裏付けられるはずです。

さらに、栄光 HD と共同歩調を取り、突如として、一方的に株主提案を撤回した増進会に対しても、同様に法的措置を含めて対応を検討することとしております。

ただし、栄光 HD 並びに同社の大株主である当社と増進会が、徒らに紛争状態に陥ることは、当社及び栄光 HD の企業価値の維持・向上の観点から望ましくないと考えています。そこで、3 社が適切に協力し、解決できる施策について、引き続き適時・適切に検討してまいります。

そして、平成 24 年 6 月 27 日には、栄光 HD の定時株主総会が控えており、当社は、同総会でも当社のこれまでの行動の正当性も訴えてまいりたいと考えております。

以 上